

マウンテンバイクを活用した観光振興事業委託仕様書（案）

1 業務名

マウンテンバイク（以下、MTB）を活用した観光振興業務

2 委託期間

契約締結の日～令和9年3月31日

3 委託料限度額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 事業の目的等

（1）背景

本県では、サイクルツーリズムの推進に取り組んでおり、特に、しまなみ海道を中心に様々な施策を実施してきた。

山間部においても、サイクリングルートの設定やサイクルイベントの開催等、サイクルツーリズムの取組が広がりつつあるが、全国的な知名度や誘客力の面では、しまなみ海道を中心としたエリアと比較して十分とはいえない状況にある。

山間部におけるサイクルツーリズムの取組を一層推進するため、地域特性を活かした、新たなサイクルツーリズムを展開していく必要がある。

（2）目的

本県が有する広範な森林域や多様な自然環境を活かし、MTBを活用した新たなサイクルツーリズムを創出することで、県北地域（芸北・備北地区）を中心とした賑わいを創出するとともに、段階的に県全域に展開させ、MTBを活用したサイクリングを通じて観光客を促進することを目的とする。

5 業務内容

（1）全体業務

ア 業務の実施に当たって、実施体制、各業務の内容及びスケジュールを記載した業務計画書を作成すること。

イ 業務の進捗管理を適切に行うとともに、個々の実施内容及びスケジュールについては、別途、県等と協議・調整した上で実施すること。

ウ 県・市町・観光事業者等の役割を明確にし、業務を実施すること。

（2）コースづくりの支援に係る業務

トレイルビルダー等の専門家の派遣により、コースの選定及びコースづくりの企画を実施すること。

ア 今後のMTB拠点としての実現可能性（立地条件、アクセス、周辺環境等）を含めた、広い視野で選定基準を定め、県内市町から提案があった候補一覧からコースを選定すること。

※候補一覧については、県から各市町に対して調査結果を別途提供する。

イ 選定及びコースの企画にあたっては、現地調査を実施すること。

ウ なお、次の視点を意識した上で、コースを企画すること。

- ・利用者の走行技術や志向に応じて、より自然度の高い山間部コースへとステップアップでき、多様な利用ニーズに対応できること。

- ・適切な安全対策を講じ、安心して利用できる環境を推進できること。

- ・地域の既存観光資源との連携による周遊性を高め、滞在型観光の促進につなげられること。

エ コースの企画を具体化するにあたっての優先すべきターゲット層については、事業を進めていく中で、県及び市町等と協議すること。

オ 企画するコースの本数は2本以上とする。

カ 国内の環境保全及び森林保全に関する、公的制度及び関連法令を踏まえた上で、コースを企画すること。

(3) 人材の育成（5回以上の実施）

○受入れ側の人材育成

ア MTBの認知度向上及び観光事業者における関心層の裾野を広げる取組（勉強会・研修）を実施すること。

イ 観光振興や地域活性化につながる可能性を発信し、地域資源としての価値及びビジネス展開の可能性について理解促進を図る取組とすること。

ウ 専門人材（ガイド）の育成につながる取組とすること。

エ なお、専門的な研修を実施する際は、テキスト等を作成し受講者に配布すること。

○利用者への普及

利用者にMTBの魅力や楽しみ方について広く知ってもらい、関心層やファン拡大を図る取組を実施すること。

(4) 独自提案

コースづくりに向けた取組や人材の育成等、当業務の目的を達成するために、効果的な提案があれば積極的に行うこと。

なお、提案内容については、県と協議のうえ実施することとし、実施に係る経費は契約金額の範囲内で行うこと。

6 成果物

下記「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受託者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物	備考
事業全体計画書	契約締結後速やかに提出
進捗状況報告書	契約締結から委託終了まで毎月
予算執行状況報告書	
コース設計図・整備計画書	
人材育成プログラム資料	
業務全体の報告書	業務委託終了後

※ 各成果物について、上記に記載した納期以外で県から求められた場合は、速やかに提出するこ

と

※ ドキュメント類については、紙及び電子媒体で提供すること

7 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
なお、県との打合せに速やかに対応できるスタッフを配置すること。

8 県及び関係者との連絡調整

受託者は、契約締結後速やかに県と業務前の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託者は県と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況の報告及び必要に応じた計画の見直しを検討・協議すること。打ち合わせは、オンライン会議システムを利用することも可とする。また、当業務の関係者との打ち合わせへの同席や調整を求める場合がある。なお、打ち合わせ後は、速やかに、協議録を作成し、県に提出すること。
- (2) 受託者は、当業務の履行に当たり実施過程で疑義が生じた場合や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県に報告して協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は、当業務の履行に当たり発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

9 委託料

精算払いとする。

但し、業務の遂行上必要と認められる部分については、概算払いとする。

10 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

11 秘密の保持

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供しないこと。なお、業務終了後においても同様とする。

12 留意事項

受託者は、県と十分打合せを行いながら業務を遂行するとともに、調整が必要となる場合には、これを申し出るものとする。

- (1) 本契約により著作権が生じる場合は、その権利は県に帰属するものとする。
- (2) 本業務にて発生する一切の費用は、全て本業務の委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- (3) 当業務に伴う債権及び債務、費用負担、受託者の損害及び第三者に及ぼした損害は、全て受託者が負担するものとする。また、県は受託者の運営経費に関し、一切の補填をしない。
- (4) 景品表示法など、法令を遵守すること。

(5) 本仕様書に記載されていない事項又は委託内容に疑義が生じた場合は、受託者は県と協議したうえで業務を遂行するものとする。